○　上記支給手続を終了する決定に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に、神戸地方検察庁検事正に対して審査の申立てをすることができます（提出先は記４のとおり）。
○　当該決定の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該決定の取消しの訴えを提起することができます。
⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。
⑵　支給手続を終了する決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
○　当該決定の取消しの訴えは、当該決定に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、神戸地方裁判所に提起しなければなりません。

信託会社に対する行政処分の公告

信託業法（平成16年法律第154号）第45条第１項の規定に基づき、下記のとおり信託会社に対して業務の一部の停止を命じたので、同法第48条の規定により公告する。

記

１．商号　ライツ信託株式会社
２．本店所在地　愛知県名古屋市中区錦一丁目４番16号
３．登録番号　東海財務局長（信２）第１号
４．行政処分の年月日　平成23年４月１日
５．行政処分の内容　平成23年４月５日（火）から平成23年７月４日（月）までの間、信託業にかかる業務（平成23年４月４日以前の既存の契約の信託財産の管理・返還にかかる業務、平成23年４月１日付業務改善命令の実施に必要な業務及び当局が個別に承認した業務を除く。）を停止すること。

平成 23 年４月 11 日

東海財務局長　坂本　正喜

割賦販売法に基づく同法第35条の３の61の許可を受けた者の営業廃止に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者から、法第35条の３の62において準用する法第26条第１項の規定による営業廃止の届出があったので、法第35条の３の62において準用する法第26条第２項において準用する法第24条の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成 23 年４月 11 日

経済産業大臣　海江田万里

名　　称	本 店 の 所 在 地	許可番号	営業廃止年月日
ベルモニー株式会社	岡山県倉敷市笹沖662番地	互第6018号	平成22年12月１日

割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出に関する公示

次表に掲げる割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の３の61の許可を受けた者は、前払式特定取引の営業を廃止し、法第35条の３の62において準用する法第27条第１項第４号に該当することとなったので、法第35条の３の62において準用する法第20条の３第１項及び割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第10条第１項の規定に基づき、次のとおり公示します。

平成 23 年４月 11 日

中国経済産業局長　井辺　國夫

次表に掲げる者が供託した営業保証金及び前受業務保証金について、法第35条の３の62において準用する法第21条第１項の権利を有する者は、平成23年６月10日までに許可割賦販売業者等の営業保証金等に関する規則（昭和36年法務省・通商産業省令第１号）第３条の規定に基づき、次の様式による申出書に還付を受ける権利を有することを証する書面を添えて下記あて提出してください。

なお、平成23年６月10日までに申出書の提出をしない者は、本公示に係る営業保証金及び前受業務保証金についての権利の実行の手続きから除斥されます。

名　　称	本 店 の 所 在 地	営業廃止年月日
ベルモニー株式会社	岡山県倉敷市笹沖662番地	平成22年12月１日

記

あて先　〒730―8531　広島県広島市中区上八丁堀６―30　広島合同庁舎３号館
中国経済産業局産業部消費経済課
電話　082―224―5671

様式

申　　出　　書

中国経済産業局長　殿

住　所
氏　名（名称及び代表者の氏名）　　印

割賦販売法第35条の３の62において準用する法第20条の３第１項及び割賦販売法施行令第10条第１項の規定により、下記のとおり債権の申出をします。

記

１　債務者の名称及び住所
２　債権額
３　債権発生の原因たる事実

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とすること。

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年４月 11 日

東北地方整備局長　徳山日出男

１　処分をした年月日　平成23年３月24日
２　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社日立東日本ソリューションズ　菱沼　茂樹　宮城県仙台市青葉区本町２―16―10　国土交通大臣(般―20)第20594号
３　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気通信工事業に関する一般建設業の許可）
４　処分の原因となった事実　平成23年２月23日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２３年（家）第７０００７号

大阪府豊中市服部豊町１丁目８番９号
申立人　門田　正子
本籍愛媛県今治市伯方町木浦甲1298番地、最後の住所申立人の住所に同じ、死亡の場所大阪市東淀川区、死亡年月日平成22年10月14日、出生の場所大阪府中河内郡柏原町、出生年月日昭和22年３月10日、職業会社員
被相続人　亡　門田　節男
事務所大阪市北区西天満６丁目１番12号瑞穂ビル６階
相続財産管理人　弁護士　井上　計雄

大阪家庭裁判所